

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2018年4月10日

東京都作業部会確認年月日 2018年4月11日

(契約変更に伴う再確認 2020年2月6日)

(契約変更に伴う再確認 2020年7月8日)

事業名 有明アリーナの実施設計・施工

案件名 仮設オーバーレイ実施設計・施工等一括発注 第一弾（有明アリーナ）

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、プレハブ・テント（組織委負担のオーバーレイ）を除き都の負担 ・パラ経費の対象（算出方法は大枠合意に基づく） <p>(令和2年6月18日追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、延期に伴う追加経費の取扱は、現時点では未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 ・整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOCおよびIF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似の	<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催都市契約 大会運営要件で求められている施設の整備 ・バレーボール及び車いすバスケットボール競技会場の施設 <p>(令和2年6月18日追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休止期間中、施設の安全性を保つため、安全対策が必要。 	

<p>ものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コストコンサルが国内外のサプライヤーからの見積りを基に精査した標準単価等により積算 (令和2年6月18日追記) ・コストコンサルタントの金額査定を実施。 ・PC及びサプライヤーによる対策検討を実施。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算内に収まる。 ・IOC推奨の、過去大会知見を有する会場計画アドバイザーが作成した標準プランを基に、各FAと協議し作成しているため、妥当である。 (令和2年6月18日追記) ・安全対策のため、大会延期に伴う期間の残置に適さないオーバーレイ(テント等)の一部撤去する。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考えます。 ・V2 予算内 (令和2年1月7日追記)令和元年12月27日設計業務完了により、施工内容を確定させた。単価については、コストコンサルタントの査定を受けている。変更後契約金額はV4 予算内である。 (令和2年6月18日追記) ・工事施工一部完了に伴う変更内容については、コストコンサルタントの査定を受けている。変更後契約金額はV4 予算内である。 なお、延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。 延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2018年4月10日

東京都作業部会確認年月日 2018年4月11日

(契約変更に伴う再確認 2020年2月6日)

(契約変更に伴う再確認 2020年7月8日)

事業名 有明体操競技場の実施設計・施工

案件名 仮設オーバーレイ実施設計・施工等一括発注 第一弾（有明体操競技場）

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、プレハブ・テント（組織委負担のオーバーレイ）を除き都の負担 パラ経費の対象（算出方法は大枠合意に基づく） <p>(令和 2 年 6 月 18 日追記)</p> <p>・なお、延期に伴う追加経費の取扱は、現時点では未定である。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC および IF 要件を反映した施設整備とコスト削減が可能 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、	<ul style="list-style-type: none"> 開催都市契約 大会運営要件で求められている施設の整備 体操及びボッチャ競技会場の施設 <p>(令和 2 年 6 月 18 日追記)</p> <p>・休止期間中、施設の安全性を保つため、安全対策が必要。</p>	
納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なもので		

あること	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算内に収まる。 ・ IOC 推奨の、過去大会知見を有する会場計画アドバイザーが作成した標準プランを基に、各 FA と協議し作成しているため、妥当である。 (令和 2 年 6 月 18 日追記) ・ 施設管理者等に説明し、安全対策内容について合意済。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大枠の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考え。 ・ V2 予算内 (令和 2 年 1 月 7 日追記) 令和元年 12 月 27 日設計業務完了により、施工内容を確定させた。単価については、コストコンサルタントの査定を受けている。変更後契約金額は V4 予算内である。 (令和 2 年 6 月 18 日追記) ・ 工事施工一部完了に伴う変更内容については、コストコンサルタントの査定を受けている。変更後契約金額は V4 予算内である。 なお、延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。 延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2018年4月10日

東京都作業部会確認年月日 2018年4月11日

(契約変更に伴う再確認 2020年2月6日)

(契約変更に伴う再確認 2020年7月8日)

事業名 有明テニスの森の実施設計・施工

案件名 仮設オーバーレイ実施設計・施工等一括発注 第一弾（有明テニスの森）

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、プレハブ・テント（組織委負担のオーバーレイ）を除き都の負担 パラ経費の対象（算出方法は大枠合意に基づく） <p>(令和2年6月18日追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、延期に伴う追加経費の取扱は、現時点では未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOCおよびIF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、	<ul style="list-style-type: none"> 開催都市契約 大会運営要件で求められている施設の整備 テニス及び車いすテニス競技会場の施設 <p>(令和2年6月18日追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> 休止期間中、施設の安全性を保つ為、安全対策が必要。 	必要性

<p>納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コストコンサルが国内外のサプライヤーからの見積りを基に精査した標準単価等により積算 (令和2年6月18日追記) ・セキュリティフェンス補強、各所接触等危害防止養生の実施。コストコンサルの査定済み。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予算内に収まる。 ・IOC 推奨の、過去大会知見を有する会場計画アドバイザーが作成した標準プランを基に、各FA と協議し作成しているため、妥当である。 (令和2年6月18日追記) ・ステークホルダーの意見を踏まえ、設置内容の精査をし、安全対策内容を決定。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考え。 ・V2 予算内 (令和2年1月7日追記)令和元年12月27日設計業務完了により、施工内容を確定させた。単価については、コストコンサルタントの査定を受けている。変更後契約金額はV4 予算内である。 (令和2年6月18日追記) 工事施工業務一部完了に伴う変更内容については、コストコンサルタントの査定を受けている。またV4 予算内である。 なお延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。 延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。